

海外収入の証明書類について

保育所等の副食費免除は、町民税の所得割課税額（４月～８月分は前年度の課税額、９月～翌年３月分は当年度の課税額）をもとに、免除の有無を決定します。

町民税は、１月１日時点で住民票のある市区町村において、前年の国内収入に応じて金額が決定されますが、１月１日時点で日本国内に住民登録のない方は、町民税が課税されないことから、海外収入の証明書類により、町民税の所得割課税額の仮定計算を行います。また、国内収入の他に海外収入のあった方についても、「町民税の所得割課税額」に海外収入分が含まれていないため、海外収入分を含めた町民税の所得割課税額の仮定計算を行います。

つきましては、「海外所得にかかる証明書兼申立書」と収入の状況が確認できる書類のご提出をお願いします。

なお、海外収入が 360 万円を超える方は、以下にご署名いただくことで、「海外所得にかかる証明書兼申立書」等の提出を省略できます。

保育所等の副食費免除の海外収入に関する申出書

長泉町長 様

2025年の海外収入が 360 万円を超えるため、海外収入証明書類の提出を省略します。

このことにより、保育所等の副食費免除判定において、町民税所得割課税額 77,101 円（年収約 360 万円）以上の所得階層による判定を受けることに同意します。

令和 年 月 日

申出者 _____

施設名			
児童氏名		生年月日	年 月 日生
児童氏名		生年月日	年 月 日生